

介護保険料（65歳以上 第1号被保険者）のお知らせです。

◆介護サービスに係る費用などに応じて、市町村ごとに介護保険料の基準額を決定します。
その基準額に保険料率を乗じて、段階ごとの年間保険料額を決めています。
丹波篠山市では、前年のご本人と世帯員の収入等の状況により、段階を 15段階に設定します。



令和8年度 丹波篠山市の基準額 76,800円（年額）

段階	対象者			保険料年額	保険料率
第 1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税。			21,890円	基準額×0.285
	本人が市民税非課税	世帯全員が非課税	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下		
第 2 段階			本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円超120万円以下	37,250円	基準額×0.485
第 3 段階			本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	52,610円	基準額×0.685
第 4 段階		世帯に市が課税している	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下	67,200円	基準額×0.875
第 5 段階			本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計82万6,500円超	76,800円	基準額×1
第 6 段階	本人が市民税課税		前年の合計所得金額が120万円未満	88,320円	基準額×1.15
第 7 段階			前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	99,840円	基準額×1.3
第 8 段階			前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	115,200円	基準額×1.5
第 9 段階			前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	130,560円	基準額×1.7
第10段階			前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	145,920円	基準額×1.9
第11段階			前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	161,280円	基準額×2.1
第12段階			前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	176,640円	基準額×2.3
第13段階			前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満	184,320円	基準額×2.4
第14段階			前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満	192,000円	基準額×2.5
第15段階					前年の合計所得金額が1,000万円以上

- ◇課税年金収入額とは、国民年金や厚生年金、共済年金などの課税対象となる公的年金等の収入額で、障害年金・遺族年金などの非課税年金は含まれません。
- ◇合計所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した所得金額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの**所得控除前**の金額です。株式譲渡所得などの申告分離課税の所得を含みます。
- ◇第1～第5段階については、上記合計所得金額に給与所得又は、公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得金額又は、公的年金等の所得の合計額から、10万円を控除（控除後、合計額が0円を下回る場合は、0円とする。）した額で、算定し直します。
- ※令和8年度は税制改正に伴い、住民税の課税状況が変わる場合がありますが、介護保険料の急激な財政不足を防ぐため、令和8年度の介護保険料は「税制改正前」の基準で算定します。そのため、住民税の課税状況と、介護保険料の決定段階が一致しない場合があります。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、年金の受給額によって、①**特別徴収**（年金天引き）②**普通徴収**（納付書・口座振替）による納付に分かれます。

◆年金が年額18万円以上の方は、**特別徴収**（年金からの天引き）で納めます。

特別徴収対象年金

- 老齢（退職）年金
- 障害年金
- 遺族年金

●年6回ある年金の定期支払いの際、その受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収

前年度2月と同額の保険料を納めます。
（仮徴収額変更対象者を除く）

本徴収

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いて3回に分けて納めます

4月(1期) 6月(2期) 8月(3期)

10月(4期) 12月(5期) 2月(6期)

◆年金が年額18万円未満の方は、**普通徴収**で納めます。
●普通徴収の方は、保険料の年額を9回（期）に分けて納めます。
丹波篠山市から送付する納付書により、取り扱い金融機関かコンビニで納めます。
口座振替にも対応しています。

※口座振替の手続きは、市役所の窓口又は、取り扱い金融機関で口座振替依頼書を提出するか、ポストに投函します。お口座の分かるもの（通帳等）と届出印が必要です。取り扱い金融機関のキャッシュカードをご持参の場合は、電子申請のご利用も可能です。

◎**年金額が年額18万円以上の人でも、こんなときは普通徴収で納めます。**
●年度途中で65歳になったとき
●年度途中で他の市区町村から転入したとき
●年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
●年度の初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき
●年金担保、現況届未提出等の理由で年金が停止又は全額支給でなくなったとき など
※回数はその月の翌月から3月までの回数になります。

◆**特別徴収**と**普通徴収**の両方で納める方
4月1日現在、年額18万円以上の年金を受給されており、これまで普通徴収で納めている方は、10月から特別徴収に切り替わる場合があります。

第1期（7月）	第2期（8月）	第3期（9月）	第4期（10月）	第5期（12月）	第6期（翌年2月）
普通徴収 （年間保険料の1／2）			特別徴収 （年間保険料の1／2）		

ホームページ

介護保険料 Q & A



Q サービスを利用しなくても保険料は払うの？
納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

Q 納め方は選べるの？

A 介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、納め方を自分で選択することはできません。

Q 所得が少なくても保険料を払わなければならないの？

A 所得の少ない方については、無理のないよう、低い保険料額になっています。

Q 身体障害者手帳を持っていますが、保険料を払わなければなりませんか？

A 介護保険は、身体障害者手帳の所持者であっても加入し、保険料を支払わなければなりません。障害福祉サービスと等しい介護保険サービスがある場合、介護保険サービスを優先して受けることになっているため、身体障害者手帳をお持ちの方であっても介護保険の被保険者となります。

詳しくは長寿福祉課介護保険係へお問い合わせください。

納め忘れに注意しましょう

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用する際に、通常はかかった費用の1割（所得が一定以上ある方は2割または3割）ですが、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービスの全額を負担し、その後申請により保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

滞納している保険料の額を本来支給される金額から差し引くこともあります。

2年以上滞納すると

利用者の負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

65歳以上の方の介護保険料についてのお問い合わせは

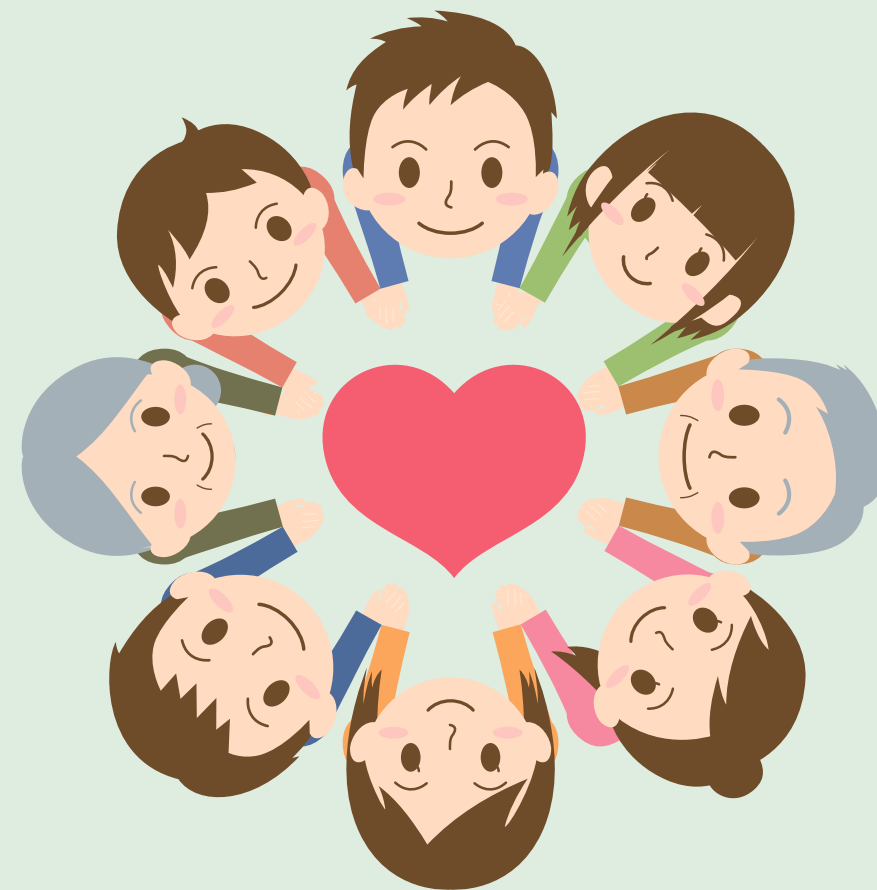
丹波篠山市 長寿福祉課 介護保険係
TEL 079-552-6928 (直通)

第1号被保険者

65歳以上の方の

令和8年度版

介護保険の保険料

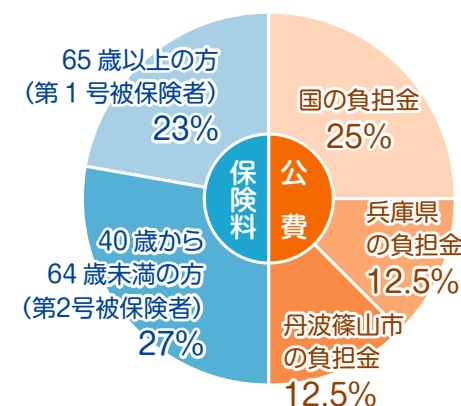


あなたの保険料が介護保険の財源の一部を支えています。

介護保険は、みなさんが納める「保険料」と、国、県、市が負担する「公費」を財源としています。

介護サービス費にかかる費用のうちの23%が65歳以上の方の保険料でまかなわれています。また、高齢者支援や他の施策の実施にも使われています。

介護保険給付費の財源構成



丹波篠山市